

【代理店様向け】

媒介等業務受託者届出制度ガイドライン



1. 媒介等業務受託届出制度とは P3-5
2. 届出方法 P6-21
3. 届出完了報告について P22-23
4. 消費者保護等のための規律 P24-27
5. 届出情報の公表 P28-29
6. 関連情報（総務省開示情報） P30-31

1. 媒介等業務受託者届出制度とは

1. 媒介等業務受託者届出制度とは

モバイル市場の競争促進及び市場環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るため
2019年10月1日に電気通信事業法の一部を改正する法律が施行されます。

▼改正法の概要

①モバイル市場の競争の促進

【現状】 事業者間の競争が不十分（大手3社による寡占／端末代金と通信料金が一体化し利用者に分かりにくく不公平）
→通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度を整備

②販売代理店への届出制度の導入

本ガイドライン
の対象

【現状】 販売代理店への指導は一義的には事業者任せられ、行政の現状把握が不十分
→販売代理店に届出制度を導入することで、販売代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保

③事業者・販売代理店の勧誘の適正化

【現状】 モバイルやFTTH等の苦情・相談は高い割合で推移
→自己の名称等を告げずに勧誘する行為等を抑止することで、利用者利益の保護を強化

電気通信事業法の改正により電気通信役務の**勧誘・販売（取次）**を
実施する者は**総務大臣への届出が必要**となります。

1. 媒介等業務受託者届出制度とは

▼届出の対象

弊社商材の**勧誘・販売**いただく場合には、改正法の定める『**媒介等業務**』を実施いただくこととなりますので届出が必要です。

本届出制度は、再委託を受け『媒介等業務』を行う場合も届出の対象となりますので、1次代理店様から委託を受けた2次代理店様も届出義務があります。

【参考】：改正法における届出対象者

電気通信事業者又は媒介等受託者から委託を受けて事業法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者

▼届出種別

新規届出

施行日時点で既に届出対象となる者（**施行日から3ヵ月以内届出**）

施行日以降に新たに業務を開始する者（**業務開始前に届出**）

変更届出

届出内容に変更が生じた場合、**遅滞なく**変更届出が必要

廃止届出

届出業務を廃止した場合、廃止届出が必要

承継届出

届出業務の全部が合併等により他社に承継された場合、承継届出が必要

解散届出

届出済該当法人が解散した場合、解散届出が必要

▼届出内容に関する定期報告義務

令和3年以降は毎年5月末までに、

総務省に同3月末時点の状況の報告が必要

令和2年後半を目処に届出媒介等業務受託者に郵送で通知する
報告用のID等を用いて、ウェブサイトアクセスしてオンラインで行うことを予定

◆報告内容

- ①営業所、事業所所在地
- ②再委託先情報
（再委託業務役務区分、事業者名、委託先名称、法人番号、連絡先、届出番号）
- ③参考事項
（利用者保護に取り組んでいる事項等）

現在は義務化前



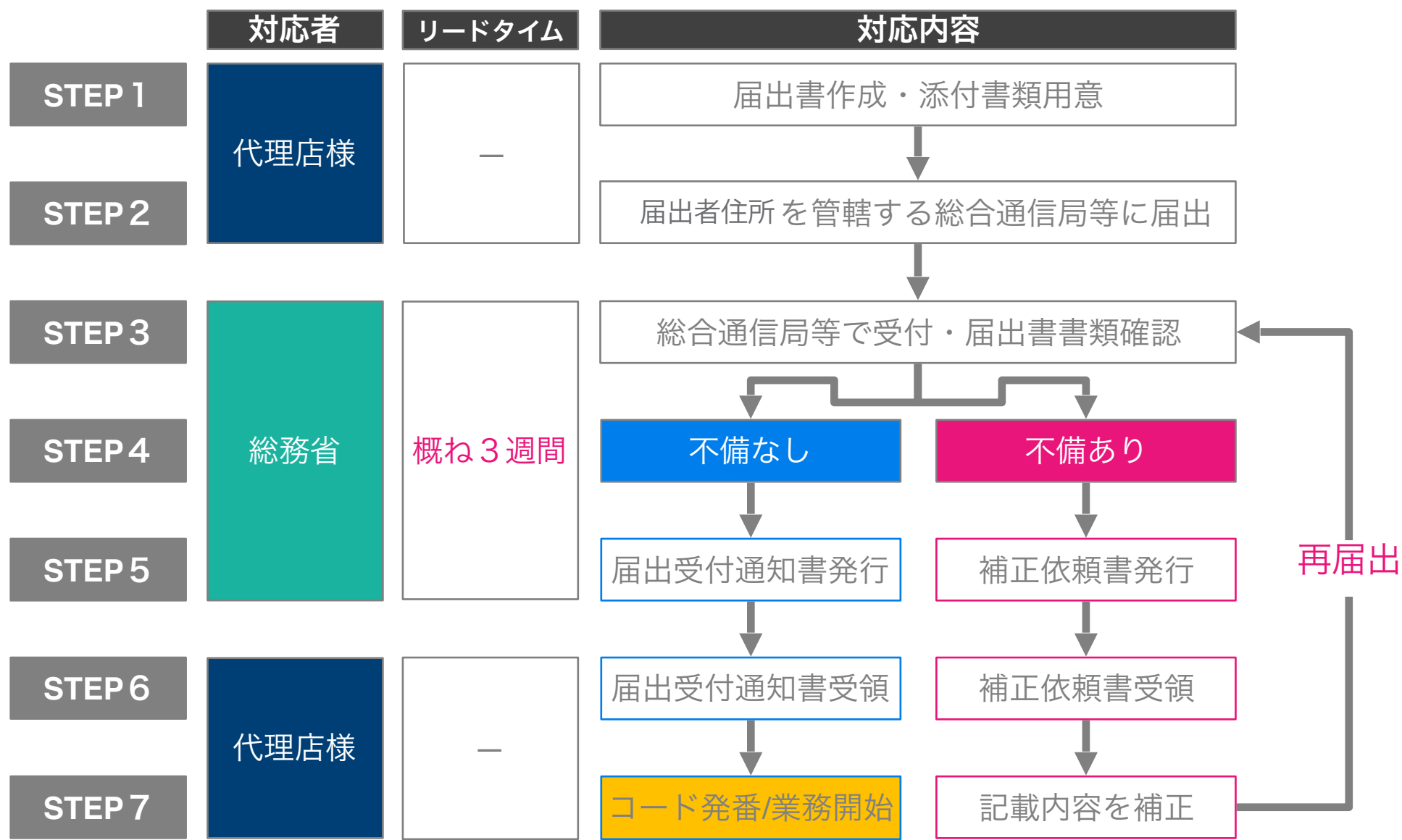
2. 届出方法

新規届出



2. 届出方法

▼届出から業務開始までの流れ



2. 届出方法

▼届出必要書類

①

媒介等の業務届出書

・総務省HPからダウンロードして使用 (P31参照)

②

現在事項全部証明書 (※)

・発行日から3ヵ月以内のもの
※届出者が個人の場合は住民票の原本

③

返信用封筒 (長形3号)

・届出者名、返送先住所を記載、94円切手貼付

▼届出のタイミング

新規代理店様

(*1)

勧誘・販売**業務開始前**に届出のうえ、完了次第 (*2) 業務開始可

既存代理店様

(*3)

2019年12月31日までに不備なく届出を行い完了が必要 (*4)

※1：2019年10月1日に新たに業務を開始いただく代理店様

※2：総務省の発行する『届出受付通知書』の受領をもって完了判断してください。総務省へ届出書が到達していても不備があった場合、無効となります。

※3：2019年10月1日時点で既に業務を行っており届出対象となっている代理店様

※4：2019年10月1日～2019年12月31日は届出猶予期間のため届出完了前でも業務実施可能です。

但し、2019年12月31日までに不備なく届出が完了していない場合、2020年1月1日以降は届出完了するまで業務を行うことは出来ません。(未届出による法令違反となります。)

【提出先】

届出者の住所を管轄する総合通信局等の担当課

(P21の『届出先一覧』を参照)

【提出方法】

1. 『郵便』 or 『信書便』で送付

(信書に該当するため宅急便等は不可)

もしくは

2. 窓口へ持参にて提出

(代理提出は委任状必須)

2. 届出方法

様式第33(第39条第1項関係)

媒介等の業務届出書

届出者の情報を記入、捺印します。
※個人の場合は法人番号は空欄です。

年 月 日

- 音声通話付き
 - データ専用(期間拘束あり)
 - データ専用(期間拘束なし)
- をそれぞれ別役務として記載が必要

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名
法人番号
担当部署名
電話番号及び電子メールアドレス

印

電気通信事業法第79条の2第1項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			4 委託に係る再委託の有無		5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別			
	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号			店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
MVNOの携帯電話端末サービス	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478						
MVNOの期間拘束あり無線インターネット専用サービス	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478						
MVNOの期間拘束なし無線インターネット専用サービス	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478						

注1 「媒介等の業務に係る電気通信役務」の欄には、電気通信事業法第26条第2項の規定により告示する同法第26条第1項各号の電気通信役務の区分に従って記載すること。二以上の媒介等の業務に係る電気通信役務が同一の電気通信役務の区分である場合であつて、これらの電気通信役務の媒介等の業務に係る電気通信事業者又は委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者が異なる場合は、項を分けて記載すること。

- 2 「氏名又は名称」の欄には、当該欄に記載する者が個人である場合にあっては当該者の氏名、法人又は団体である場合にあっては当該法人名又は当該団体名を記載すること。
- 3 「法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。ただし、法人番号がない場合にあっては空欄とすること。
- 4 「委託に係る再委託の有無」の欄には、再委託を行っている場合には「○」、行っていない場合には「×」を記入すること。
- 5 「店舗販売」、「訪問販売等」、「電話勧誘販売」又は「通信販売等」の欄のうち、媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法が該当する欄に「○」を記入すること。

その他の注意事項は届出マニュアルP 18-20及び届出様式ファイルの参考1-2シートを参照してください。

1. 媒介等の業務に係る電気通信役務

↓↓以下の3点を3行に分けて記入してください。(様式ファイルExcelは行追加可能)

- MVNOの携帯電話端末サービス
- MVNOの期間拘束あり無線インターネット専用サービス
- MVNOの期間拘束なし無線インターネット専用サービス

全代理店様
共通

2. 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者

↓↓以下の通り記入してください。

氏名又は名称：一般財団法人日本IOT協会

全代理店様
共通

住所：山口県下関市一の宮町2-6-7

法人番号：7250005008478

3. 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者

↓↓

【届出者が1次店様の場合】※当財団の代理店様は全ての方が1次代理店様です。

氏名又は名称：一般財団法人日本IOT協会

住所：山口県下関市一の宮町2-6-7

法人番号：7250005008478

4. 委託に係る再委託の有無

↓↓以下の通り「○」、「×」を選択してください

【傘下2次代理店を保有する1次代理店様】：○

【傘下2次代理店を保有しない1次代理店様】：×

【2次代理店様】：×



2. 届出方法

【記入例】：1次代理店様の場合

届出者（1次代理店様）が『委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者』は、電気通信事業者である弊社であるため、項目3には弊社情報を記入

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			4 委託に係る再委託の有無	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別			
	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
MVNOの携帯電話端末サービス	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町 2-6-7	725000 5008478	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町 2-6-7	725000 5008478	×		○		○
MVNOの期間拘束あり無線インターネット専用サービス	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町 2-6-7	725000 5008478	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町 2-6-7	725000 5008478	×		○		○
MVNOの期間拘束なし無線インターネット専用サービス	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町 2-6-7	725000 5008478	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町 2-6-7	725000 5008478	×		○		○

傘下2次代理店様の有無により、「○」、「×」を選択

- ・傘下2次代理店様あり → ○
- ・傘下2次代理店様なし → ×

役務ごとに該当する販売方法に「○」を記入

2. 届出方法

【複数の事業者の役務の取り扱いがある場合】

役務を分けて複数行に記載することで、同時申請が可能です。

《記入例》

当財団の他にNTTドコモ、ソフトバンクの販売を行っている場合（以下の場合各役務を各1次代理店より委託を受け販売する2次代理店様）

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			4 委託に係る再委託の有無	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別			
	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
MVNOの携帯電話端末サービス	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478	×		○		○
MVNOの期間拘束あり無線インターネット専用サービス	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478	×		○		○
MVNOの期間拘束なし無線インターネット専用サービス	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478	一般財団法人日本IOT協会	山口県下関市一の宮町2-6-7	7250005008478	×		○		○

変更届出

代理店様情報等、届出済の内容に**変更があった場合は、**
遅滞なく変更の届出を行う必要があります。

▼変更届出が必要な項目

※届出者が個人の場合は住民票の写し

変更となった項目	変更届出		届出必要書類	
	『必要』	『不要』	変更届出書	現在事項全部証明書（※）
届出者の名称・所在地	○	—	○	○
届出者の法人番号	○	—	○	—
届出者の担当部署名	—	○	—	—
届出者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）	—	○	—	—
届出者が取り扱う事業者の名称・所在地	○	—	○	—
届出者が取り扱う事業者の法人番号	○	—	○	—
届出者の委託元の名称・所在地	○	—	○	—
届出者の委託元の法人番号	○	—	○	—
取り扱う役務種別	○	—	○	—
販売方法	○	—	○	—
再委託の有無	○	—	○	—

2. 届出方法

▼届出必要書類

① 媒介等の業務変更届出書

・総務省HPからダウンロードして使用（P31参照）

② 現在事項全部証明書（※）

・発行日から3ヵ月以内のもの
 ※届出者が個人の場合は住民票の写し

③ 返信用封筒（長形3号）

・届出者名、返送先住所を記載、94円切手貼付

【提出先】

届出者の本店所在地を管轄する総合通信局等の担当課

（P21の『届出先一覧』を参照）

【提出方法】

1. 『郵便』 or 『信書便』 で送付

（信書に該当するため宅急便等は不可）

もしくは

2. 窓口へ持参にて提出

（代理提出は委任状必須）

▼届出対象とタイミング

全代理店様

届出情報に変更があった場合は、**遅滞なく** 変更の届出

▼届出記載方法

届出マニュアルP21-26を参照してください。

承継届出



2. 届出方法

▼届出必要書類

① 媒介等の業務承継届出書

・総務省HPからダウンロードして使用（P31参照）

② 『承継理由』を証明する書類

・事業の全部の譲渡、合併、分割又は相続等

【提出先】

届出者の本店所在地を管轄する総合通信局等の担当課

（P21の『届出先一覧』を参照）

【提出方法】

1. 『郵便』 or 『信書便』で送付

※信書に該当するため宅急便等は不可

もしくは

2. 窓口へ持参にて提出

※代理提出は委任状必須

▼届出対象とタイミング

全代理店様

特に指定はありませんが、確定次第届出

▼届出記載方法

届出マニュアルP39-40を参照してください。

廃止/解散届出

2. 届出方法

▼届出必要書類

① **媒介等の業務廃止届出書**
 ・総務省HPからダウンロードして使用（P31参照）

もしくは

① **解散届出書**
 ・総務省HPからダウンロードして使用（P31参照）

【提出先】

届出者の本店所在地を管轄する**総合通信局等の担当課**
 （P21の『届出先一覧』を参照）

【提出方法】

1. 『郵便』 or 『信書便』 で送付
 ※信書に該当するため宅急便等は不可
 もしくは
2. 窓口へ持参にて提出
 ※代理提出は委任状必須

▼届出対象とタイミング

全代理店様

特に指定はありませんが、確定次第届出

▼届出記載方法

届出マニュアルP41-42を参照してください。

2. 届出方法

▼届出先一覧

総合通信局等	担当課	連絡先（電話番号）	所在地	管轄区域
北海道総合通信局	電気通信事業課	011-709-2311 (内線4705)	〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	北海道
東北総合通信局	電気通信事業課	022-221-0630	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町三丁目2-23 仙台第2合同庁舎内(12F-15F)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局	電気通信事業課	03-6238-1677	〒102-8795 東京都千代田区九段南1丁目2番1号九段第3合同庁舎	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
信越総合通信局	電気通信事業課	026-234-9951	〒380-8795 長野市旭町1108長野第一合同庁舎	新潟県、長野県
北陸総合通信局	電気通信事業課	076-233-4422	〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局	電気通信事業課	052-971-3416	〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿総合通信局	電気通信事業課	06-6942-8518	〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国総合通信局	電気通信事業課	082-222-3377	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国総合通信局	電気通信事業課	089-936-5042	〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州総合通信局	電気通信事業課	096-326-7953	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合通信事務所	情報通信課	098-865-2302	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9カフーナ旭橋 B街区 5階	沖縄県

3. 届出完了報告について

本項は、一般財団法人日本IOT協会としての運用です。
他の正協会員の方にもご共有ください。

3. 届出完了報告について

総務省での受付が完了されましたら、弊社までご共有をお願いいたします。

ご共有いただけない場合は、届出の有無にかかわらず代理店活動を停止する場合がございます。

▼届出実施義務

代理店様

- ・ 改正法により電気通信役務の媒介等業務を実施するには届出が必要
- ・ 未届出で業務を実施した場合、刑事罰（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科せられる

通信事業者

（弊社）

- ・ 電気通信事業法に基づき、委託先の届出履行管理・監督責任が発生

▼届出完了報告

報告先

こちらへ申し込み <https://pro.form-mailer.jp/fms/28d4dfca180022>
 もしくは[会員ページ https://jiot.info](https://jiot.info)へ届出番号を登録(システム調整が出来次第)

報告方法

以下の書類の写し（PDF）をメールに添付しご送付ください。

添付書類

- ① 『媒介等の業務届出書』（他事業者欄はマスキング可）
- ② 『届出受付通知書』（届出受領完了後に総務省が発行）

『届出受付通知書』を受領後、遅滞なくご報告いただけますようお願いいたします。



4. 消費者保護等のための規律

4. 消費者保護等のための規律

勧誘・販売を行う際は消費者保護等のために電気通信事業法が定めている以下の**規律を遵守し勧誘・販売活動を行う**必要があります。

1	規律事項	自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止 改正法 により新設
	内容	電気通信役務の 勧誘に先立って 以下の①～③の内容を告げずに勧誘する行為を禁止。 ①. 自己の氏名又は名称 ②. 勧誘を行う役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称 ③. 勧誘である旨 *告知義務適用除外範囲はP26を参照
2	規律事項	提供条件の説明義務
	内容	電気通信役務の契約締結の媒介（勧誘・販売）を行う場合は、利用者に料金・その他の提供条件概要を説明しなければならない。 *提供条件基本説明事項はP27を参照
3	規律事項	説明書面への届出番号の記載義務 改正法 により新設
	内容	2020年4月1日以降は 、利用者への電気通信役務の提供条件の説明に用いる書面に『 届出番号 』を記載しなければならない。
4	規律事項	不実告知・事実不告知の禁止
	内容	契約に関する事項であり、利用者の契約判断に影響を及ぼす重要なものについて、故意に事実を伝えないこと及び事実とは異なる虚偽の説明を行うことを禁止。
5	規律事項	勧誘継続行為の禁止
	内容	電気通信役務の 契約を締結しない旨の意思 、もしくは引き続き 勧誘を受けることを希望しない意思 を表示した場合、継続して勧誘を行ってはならない。

4. 消費者保護等のための規律

電気通信役務の勧誘・販売を行う際に勧誘に先立って告げるべき義務を負う事項のうち販売形態ごとに**一部適用が除外される場合があります。**

【勧誘に先立って告げるべき事項】

①.自己の氏名又は名称 ②.勧誘を行う役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称 ③.勧誘である旨

事前告知義務事項	初回の勧誘			初回に続く勧誘		
	①	②	③	①	②	③
店舗販売	告知不要 (*1)	告知必須	告知必須	告知不要 (*2)	告知必須	告知必須
電話勧誘 訪問販売 通信販売	告知必須	告知必須	告知必須	告知不要 (*2)	告知必須	告知必須

【総務省令による適用除外】

※1：店舗販売の場合が、『自己の氏名又は名称』については明らかであるため告げる必要はない。

※2：別件（他の役務勧誘や修理申込等）に引き続いて勧誘を行う場合で、既に『自己の氏名又は名称』を告げており、利用者が既に認識出来ている場合は、改めて告げる必要はない。

《参考》：適用除外例

【店舗販売】除外項目①：店舗名を認知可能な常設店舗に来店した顧客に対し販売をする場合

【その他販売】除外項目①：『自己の氏名又は名称』を告知し顧客に認識いただいたうえで他社役務の勧誘を行った後に、弊社役務を勧誘・販売する場合

4. 消費者保護等のための規律

▼提供条件基本説明事項

①

事業者の連絡先・名称等

- ・名称：一般財団法人日本IOT協会
- ・連絡先：クジラモバイルカスタマーサポートセンター 092-600-4394

②

届出媒介等業務受託者の連絡先・名称等

- ・名称：貴社名
- ・連絡先：貴社連絡先もしくは販売店舗連絡先

③

電気通信役務の内容

- ・『重要事項説明書』、『ご契約に関する注意事項』に記載の内容をご案内してください。

④

通信料金等

- ・『重要事項説明書』、『ご契約に関する注意事項』を利用して基本料金、割賦代金、月々割等をご案内してください。

⑤

契約更新・契約解除に関する事項

- ・『重要事項説明書』、『ご契約に関する注意事項』を利用して最低利用期間や解約事務手数料、割賦残債についてご案内してください。

⑥

初期契約解除に関する事項

- ・『重要事項説明書』、『ご契約に関する注意事項』を利用して初期契約解除制度についてご案内してください。

5. 届出情報の公表

5. 届出情報の公表

利用者等が販売店の届出有無を確認出来るようにすることで、苦情・相談の処理の円滑化を図るため、[総務省HP](#)で届出情報の一部が公表されます。

▼公表対象情報（予定）

- ① 届出者の氏名又は名称
- ② 届出者の届出番号
- ③ 届出年月日
- ④ 届出者の法人番号（届出者が法人の場合）
- ⑤ 届出者が取り扱う電気通信役務の種類（MNO）

6. 関連情報 (総務省開示情報)

6. 関連情報（総務省開示情報）

本届出制度は**販売店様が実施義務を負う**ものですので、
内容を把握のうえ**法令に沿った届出の履行**をお願いいたします。

▼総務省開示情報（アクセス先等情報は2019年9月9日現在）

【掲載内容】 届出制度概要／届出マニュアル／届出様式／届出提出先一覧

【掲載URL】

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/135414.html

【掲載箇所】

総務省トップ > 政策 > 情報通信（ICT政策） > 電気通信政策の推進 > 電気通信消費者情報コーナー > 販売代理店届出制度

NO	対応内容	詳細	Vol	対応者	対応日
1	初版発行	—	1.0	—	2019/9/13
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					